

土木工事特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第１条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第２条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県土整備部が発注する河川工事、河川海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、港湾海岸工事、漁港、漁場及び漁港海岸工事、公園緑地工事、下水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- ①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が２００万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出

日)以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4)受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

②監理技術者を選任した場合(下請金額の総額が5,000万円以上)は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する技術者を1名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第15条第2号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(事故報告書)【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

(しゅん工標)【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事(構造物)を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱(様式第2号)または標板(様式第3号)に記すことができる。

対象工事(構造物)：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門(樋管)、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場
対象技術者：監理(主任)技術者氏名

(徳島県土木工事施工管理基準(案)に関する変更使用事項)

第3条 「徳島県土木工事施工管理基準（案）令和6年7月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

- 第4条** 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
 - 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
 - 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
 - （1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - （2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - （3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

- 第5条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1～I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（週休2日確保工事）

第10条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事
○○○○○○を
なおしています
令和○年○月○日まで
時間帯○○:○○～○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県○○県土整備事務所
電話 ○○-○○○○-○○○○
施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事
完全週休 2 日 (土日)
○○○○○○を
なおしています
令和○年○月○日まで
時間帯○○:○○～○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県○○県土整備事務所
電話 ○○-○○○○-○○○○
施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 完全週休 2 日 (土日) の場合

(落橋防止装置及び変位制限装置)

第 11 条 受注者は、落橋防止装置及び変位制限装置（以下「落橋防止装置等」という）の製作については、次の各項によらなければならない。

1 溶接種別の確認等

受注者は、落橋防止装置等の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、監督員にその事実が確認できる資料を提出し確認を受けなければならない。

なお、設計図書の照査にあたっては、別添の（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成 27 年 12 月 25 日付）を踏まえて実施しなければならない。また、外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認しなければならない。

2 落橋防止装置等製作工

工場で行う落橋防止装置等の製作については、以下によるものとする。

(1) 土木工事共通仕様書第 3 編「2-12-3 桁製作工」に準じて行うものとする。

(2) 溶接検査について

①受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行わなければならない。

②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行わなければならない。

③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者でなければならない。なお、資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。

④受注者は、落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験による非破壊試験検査は、全数を対象に溶接継手全長の検査を行わなければならない。

⑤受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の検査会社として使用する場合は、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社

から検査要領書を提出させ、当該要領書に記載された全ての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出しなければならない。IS09001 を取得している検査会社を使用する場合においても同様とする。

なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成 27 年 12 月 22 日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成 27 年 12 月 22 日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。今後、新たに同様の不正行為を働いた会社が判明した場合は、適時対象とするものとする。

（3）溶接施工について

①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出しなければならない。なお、当該分野について IS09001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は、当該記録を同製作会社に行わせることができる。

②受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社として使用する場合は、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出しなければならない。IS09001 を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。

なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成 27 年 12 月 22 日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成 27 年 12 月 22 日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。今後、新たに同様の不正行為を働いた会社が判明した場合は、適時対象とするものとする。

③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。

（4）抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督員に報告するものとし、塗装等の実施については監督員の承諾を得なければならない。

また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告しなければならない。

（5）施工体制台帳への記載について

受注者は、溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者（製作会社）、非破壊試験検査者（検査会社）を記載するものとする。

3. 検査等に合格した場合における瑕疵担保の取扱い

落橋防止装置等を対象とした検査（中間検査、部分払検査及びしゅん工検査）、段階確認、抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

（暫定単価方式の試行）

第 12 条 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。

2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単

価を設定し、積算している。

3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。

4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。



(別添) (一社)建設コンサルタンツ協会あて文書

国官技第 267 号
国道国防第 182 号
国道高第 241 号
平成 27 年 12 月 25 日

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
会 長 殿

国土交通省 大臣官房

技術調査課

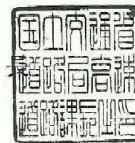


道路局

国道・防災課



高速道路課



落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して (要請書)

平素より、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、京都府内の国道 24 号勸進橋において、耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の溶接部における不良が確認され、その後の調査の結果、当該製作会社以外の施工箇所でも溶接不良が発見されました。

これらを踏まえ、国土交通省では落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会を設置し、これまで同委員会において原因究明と再発防止策等について専門的見地か

ら検討を頂いた結果、12月22日には中間報告書を取りまとめて頂きました。

国土交通省としても、再発防止に万全を期すため、元請会社による品質管理の強化や製作・検査における不正防止対策の強化、発注者の取り組みの強化をできる限り迅速に実施して参りますが、貴会におかれても、下記事項について、会員への周知徹底をお願い申し上げます。

記

1. 落橋防止装置等の設計図面における溶接種別の更なる明確化（別紙1）
2. 落橋防止装置等の設計の合理化（別紙2）

以上

落橋防止装置等の設計図面における溶接種別の更なる明確化

設計図面において、完全溶込み溶接を要する箇所について、土木関係工事においては慣例として、「K」記号のみをもって「完全溶込み溶接」を意味して用いていますが、これを認識しておらず、かつ発注元に対して確認もしていないものが、元請会社、製作会社を問わず一部の会社において存在していました。

今回のような事態が生じないように、以下の①か②のいずれかの方法により、設計図書における溶接種別の更なる明確化を図って頂くをお願いします。

① 溶接記号の表示は、JIS Z 3021:2010（溶接記号）に従う

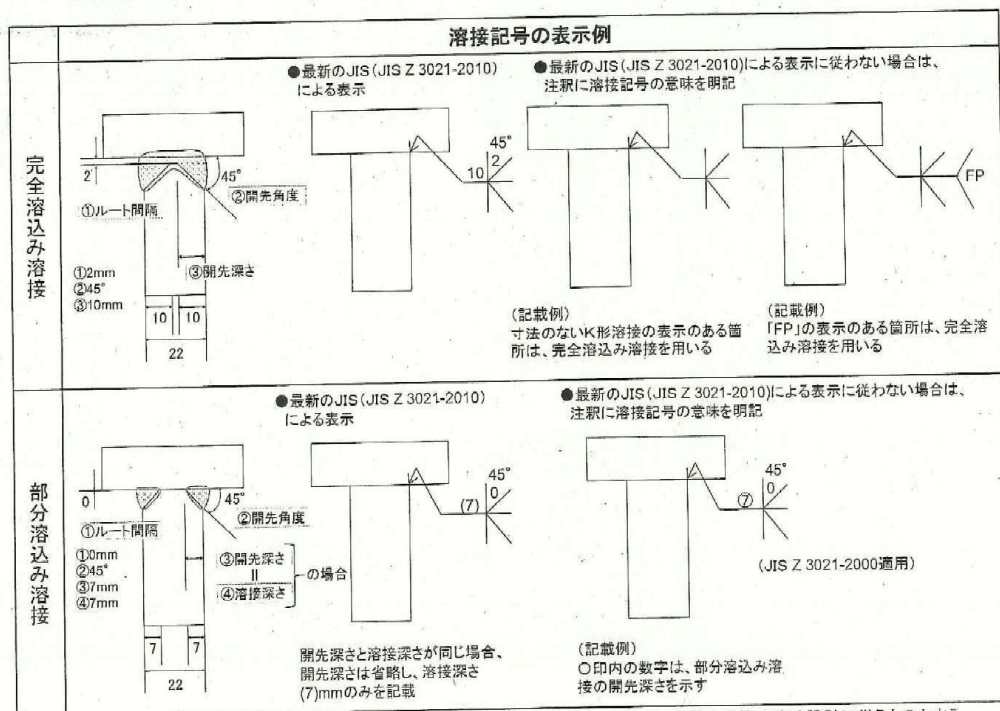
- ・開先深さと溶接深さを併記し、完全溶込み溶接のときは溶接深さを省略する
- ・部分溶込み溶接で所要の溶込み深さが開先深さと同じときは、開先深さを省略する

② JIS Z 3021:2010（溶接記号）に従わない場合は、その旨を図面に明記する

- ・寸法の記載がない「K」記号は、完全溶込み溶接を意味することを明記する
- ・溶接記号の尾に「FP」の表示のあるものは、完全溶込み溶接を意味することを明記する
- ・部分溶込み溶接を開先深さで指示する（JIS Z 3021:2000 適用）場合は、○印内に開先深さを記入した上で、「JIS Z 3021:2000 適用」を明記する

※「FP」表示を行う場合は全ての該当箇所に表示し、寸法の記載がない「K」記号を混在させないこと

※レ形など、他の開先種類についても上記①②と同様に溶接種別の更なる明確化を図ること



※図中の形状寸法は、溶接記号を説明するためのイメージとして記載したものであり、実際の形状寸法は設計に従うものとする

落橋防止装置等の設計の合理化

1. 溶接の施工性を踏まえた設計

橋、高架の道路の技術基準（以下、道路橋示方書）において、「鋼橋の設計にあたっては、施工の条件を適切に考慮しなければならない。」と規定されています。落橋防止装置等の設計においても、この規定を徹底して頂くよう、お願いします。具体的には、落橋防止装置等を設計する際に、溶接線が集中する箇所では、板組、開先形状、施工順序等について慎重に検討を行い、施工時に溶接が困難とならないよう適切な設計をお願いします。

【道路橋示方書 II 鋼橋編 抜粋】

1.4 設計の前提となる施工の条件

- (1) 鋼橋の設計にあたっては、施工の条件を適切に考慮しなければならない。
(2) 17章までの規定は、18章の施工の規定が満たされることを前提とする。したがって、18章の規定により難しい場合には、実際の施工の条件を設計において考慮しなければならない。

2. 落橋防止構造の鋼材接合に溶接を用いる場合の設計の留意事項

- (1) 鋼構造の設計においては、溶接線に直角な方向に引張応力を受ける溶接接合においては、完全溶込み溶接を用いることが原則となっています。溶接接合部に、溶接線方向に沿ったせん断応力のみが作用するように設計される場合には、すみ肉溶接や部分溶込み溶接を用いてよいことになっています。このことは、道路橋示方書 II 鋼橋編 7.2.2 に規定されるとおりです。
(2) 落橋防止装置等の設計においても同様であり、引張応力を分担するように設計する溶接線は完全溶込み溶接を用いる必要があります。他方、設計上引張強度を期待しない溶接線には、必ずしも完全溶込み溶接が求められていませんので、施工性にも配慮し、適切な溶接方法を選定するなど、合理的な設計となるよう留意が必要です。

【道路橋示方書 II 鋼橋編 抜粋】

7.2.2 溶接の種類と適用 (抜粋)

- (2) 溶接線に直角な方向に引張応力を受ける継手には、完全溶込み開先溶接を用いるのを原則とし、部分溶込み開先溶接を用いてはならない。